

区長が行う個人情報保護事務に関する規則（平成17年規則第89号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(業務の委託に伴う手続)</p> <p>第9条 個人情報を取り扱う業務を委託しようとするときは、契約書、協定書、確認書、覚書その他これらに類する書類に、次に掲げる事項を明記しなければならない。ただし、委託する業務の内容又は性質により当該事項を明記することが困難である場合であつて、区長が特に認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 個人情報の秘密の保持に関する事 こと。</p> <p>(2) 個人情報の公正かつ適正な手段による収集に関する事 こと。</p> <p>(3) 個人情報の本人からの収集及び本人に対する利用目的の明示に関する事 こと。</p> <p>(4) 個人情報の収集を禁止する事項に関する事 こと。</p> <p><u>(5) 個人情報の指定した場所からの持ち出しの禁止に関する事 こと。</u></p> <p>(6) 個人情報の利用の目的以外の目的のための利用及び第三者への提供の禁止に関する事 こと。</p> <p>(7) 再委託の禁止に関する事 こと。</p> <p>(8) 個人情報の複写及び複製の禁止に関する事 こと。</p> <p>(9) 業務終了後における提供資料の返還義務等に関する事 こと。</p> <p>(10) 個人情報の管理方法の指定に関する事 こと。</p> <p><u>(11) 個人情報を取り扱う従事者の指定に関する事 こと。</u></p> <p>(12) 個人情報の管理状況について、必要に応じて区の職員が立入調査を行うことができる事 こと。</p>	<p>(業務の委託に伴う手続)</p> <p>第9条 個人情報を取り扱う業務を委託しようとするときは、契約書、協定書、確認書、覚書その他これらに類する書類に、次に掲げる事項を明記しなければならない。ただし、委託する業務の内容又は性質により当該事項を明記することが困難である場合であつて、区長が特に認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 個人情報の秘密の保持に関する事 こと。</p> <p>(2) 個人情報の公正かつ適正な手段による収集に関する事 こと。</p> <p>(3) 個人情報の本人からの収集及び本人に対する利用目的の明示に関する事 こと。</p> <p>(4) 個人情報の収集を禁止する事項に関する事 こと。</p> <p>(5) 個人情報の利用の目的以外の目的のための利用及び第三者への提供の禁止に関する事 こと。</p> <p>(6) 再委託の禁止に関する事 こと。</p> <p>(7) 個人情報の複写及び複製の禁止に関する事 こと。</p> <p>(8) 業務終了後における提供資料の返還義務に関する事 こと。</p> <p>(9) 個人情報の管理方法の指定に関する事 こと。</p> <p>(10) 個人情報の管理状況について、必要に応じて区の職員が立入調査を行うことができる事 こと。</p>

(13) 事故発生時等における区への報告に関する事
すること。

(14) 前各号に掲げる事項に違反し、又は怠
った場合における受託業務者名の公表の措
置及び損害賠償の義務に関する事。

(15) 前各号に掲げるもののほか、区長が個
人情報を保護するため必要と認める事項

2 (省略)

3 (省略)

(指定管理者による管理に伴う手続)

第10条 区の公の施設の管理を指定管理者に行
わせようとするときは、協定書、確認書、覚
書その他これらに類する書類に、次に掲げる
事項を明記しなければならない。ただし、指
定管理者が行う業務の内容又は性質により当
該事項を明記することが困難である場合であ
って、区長が特に認めたときは、この限りで
ない。

(1) 条例の趣旨に沿った個人情報の保護及び
開示の請求等に係る規程等の整備に関する
こと。

(2) 個人情報の秘密の保持に関する事。

(3) 個人情報の公正かつ適正な手段による収
集に関する事。

(4) 個人情報の本人からの収集及び本人に対
する利用目的の明示に関する事。

(5) 個人情報の収集を禁止する事項に関する
事。

(6) 個人情報を取り扱う業務に係る委託の禁
止に関する事。

(7) 個人情報の指定した場所からの持ち出し
の禁止に関する事。

(8) 個人情報の利用の目的以外の目的のため
の利用及び第三者への提供の禁止に関する
事。

(9) 個人情報の取扱いに関する苦情処理に関

(11) 事故発生時等における区への報告に関
すること。

(12) 前各号に掲げる事項に違反し、又は怠
った場合における受託業務者名の公表の措
置及び損害賠償の義務に関する事。

(13) 前各号に掲げるもののほか、区長が個
人情報を保護するため必要と認める事項

2 (省略)

3 (省略)

(指定管理者による管理に伴う手続)

第10条 区の公の施設の管理を指定管理者に行
わせようとするときは、協定書、確認書、覚
書その他これらに類する書類に、次に掲げる
事項を明記しなければならない。ただし、指
定管理者が行う業務の内容又は性質により当
該事項を明記することが困難である場合であ
って、区長が特に認めたときは、この限りで
ない。

(1) 条例の趣旨に沿った個人情報の保護及び
開示の請求等に係る規程等の整備に関する
こと。

(2) 個人情報の秘密の保持に関する事。

(3) 個人情報の公正かつ適正な手段による収
集に関する事。

(4) 個人情報の本人からの収集及び本人に対
する利用目的の明示に関する事。

(5) 個人情報の収集を禁止する事項に関する
事。

(6) 個人情報を取り扱う業務に係る委託の禁
止に関する事。

(7) 個人情報の利用の目的以外の目的のため
の利用及び第三者への提供の禁止に関する
事。

(8) 個人情報の取扱いに関する苦情処理に関

すること。

(10) 指定管理者の指定の終了後における提供資料の返還義務等に関すること。

(11) 個人情報の管理方法の指定に関すること。

(12) 個人情報を取り扱う従事者の指定に関すること。

(13) 個人情報の管理状況について、必要に応じて区の職員が立入調査を行うことができること。

(14) 事故発生時等における区への報告に関すること。

(15) 前各号に掲げる事項に違反し、又は怠った場合における指定管理者名の公表の措置及び損害賠償の義務に関すること。

(16) 前各号に掲げるもののほか、区長が個人情報を保護するため必要と認める事項

2 (省略)

3 (省略)

すること。

(9) 指定管理者の指定の終了後における個人情報の引渡し義務に関すること。

(10) 個人情報の管理方法の指定に関すること。

(11) 個人情報の管理状況について、必要に応じて区の職員が立入調査を行うことができること。

(12) 事故発生時等における区への報告に関すること。

(13) 前各号に掲げる事項に違反し、又は怠った場合における指定管理者名の公表の措置及び損害賠償の義務に関すること。

(14) 前各号に掲げるもののほか、区長が個人情報を保護するため必要と認める事項

2 (省略)

3 (省略)

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。